

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	屋外空調ダクト点検において、タービン建屋換気系排気筒と排気ダクトのつなぎ目の一部分から気体が漏えいしていることが認められたため、当該部を修理	A	7月1日公表済 (PDF158KB)

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	
1	1号機	屋外空調ダクト点検において、サービス建屋屋外保温外装材のつなぎ目の一部に開口が認められたため、当該部を修理	C	7月1日区分ⅢNo.1 関連不適合
2	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（18-43）圧力計接続部に窒素リーク（蟹泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	屋外空調ダクト点検において、廃棄物処理建屋屋外排気ダクト壁面貫通部から建屋内へのインリークが認められたため、当該部を修理	C	7月1日区分ⅢNo.1 関連不適合
4	3号機	屋外空調ダクト点検において、廃棄物処理建屋屋外排気ダクト保温外装材つなぎ目の一からインリークが認められたため、当該部を修理	C	7月1日区分ⅢNo.1 関連不適合
5	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）海水側ドレン弁の漏えい確認において、ドレン弁（4台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	4号機	残留熱除去系（A）系統水張り時において、フラッシング対象弁に詰まりが認められたため、当該弁を点検・清掃	D	
7	5号機	不活性ガス系原子炉格納容器窒素封入用液体窒素貯槽周り窒素圧力計（2台）のアクリル製カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	
8	5号機	取水設備電源室空調機室外機圧縮機入口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	5号機	サービス建屋換気空調系空調機ファン駆動ベルトに異音が認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
10	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器給液圧力調整弁駆動空気圧力計の指針に変形が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	第4給水加熱器（A）レベル調節器の動作不良による「ヒータA水位低」の警報発生が認められたため、当該調節器を点検・修理	B	7月11日再審議によりグレード変更 C → B
12	6号機	補給水系気水分離器等貯蔵プール補給水弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）復水器冷却水出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	可燃性雑固体焼却設備（B）用排ガスブロワ（B）に「振動大」の警報発生が認められたため、当該ブロワを点検・修理	D	
15	集中環境施設	ペレット等固化設備洗浄水タンク出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	その他	工具センターの計測器等の校正において、トルクレンチに計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
17	その他	新燃料受入検査作業終了後の片付け作業において、トラック荷台上のシート下に存在していたH鋼に気付かない状態でシートを引っ張ったため、H鋼がシートに引っ掛かり、右足甲上部へ落下し負傷したため、対応検討	B	
18	その他	使用済燃料共用プール設備シャワードレン受タンク（A）出口配管溶接部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで